

5. 基準等の協議先

基準の種類	条文	協議先	場所
まちづくり計画に対する配慮	条例6条	まちづくり計画課	市役所3階
最低敷地面積	条例48条1項、2項		
道路			
接続先の既存道路の幅員	規則3条	まちづくり計画課 管理課	
開発区域内の道路	規則4条	まちづくり計画課 管理課 区画整理課	
道路の構造	規則5条		
交通安全施設	規則6条		
公園及び緑地			
公園等の整備	条例47条、規則7条	緑と環境課	
公園等の配置等の基準	規則8条		
公園施設の整備	規則9条		
下水道施設の整備	規則10条	下水道課	
消防施設		消防署警防課	稲城消防署2階
防火水槽の設置	規則11条		
防火水槽の管理及び土地の帰属	規則12条		
消火栓の設置	規則13条		
水利標識の設置	規則14条		
公益的施設の整備			
教育施設に関すること	条例43条2項、規則15条	学務課	市役所6階
福祉施設（保育所等）に関すること		子育て支援課	市役所2階
敷地内緑化	規則16条	緑と環境課	市役所3階
雨水貯留・浸透施設			
下水道事業認可区域内	規則17条	下水道課	
下水道事業認可区域外（区画整理区域内）		区画整理課	
下水道事業認可区域外（その他）		管理課	
廃棄物の処理等	規則18条	生活環境課	
廃棄物の保管場所等の整備	規則19条		
自動車駐車施設の整備	規則20条	まちづくり計画課	
駐輪施設の整備	規則21条1項、2項 規則21条3項		
防災倉庫の整備	規則22条	消防署警防課	
集合住宅等の整備基準			
居住水準の確保	規則23条	まちづくり計画課	市役所3階
管理に関する基準	規則24条		
消防活動に必要な空地等	規則25条	消防署警防課	稲城消防署2階
エレベーターの整備等	規則26条1項 規則26条2項	まちづくり計画課	市役所3階
自動体外式除細動器の整備	規則27条	消防署警防課	稲城消防署2階
電気錠の整備	規則28条		
公害防止等	規則29条1項 規則29条2項	生活環境課 まちづくり計画課	市役所3階
良好な景観の形成	規則30条	まちづくり計画課	
無電柱化の推進	規則31条		
文化財の保護等	規則32条	生涯学習課 文化財担当 (TEL・FAX：042-331-0660)	ふれんど平尾内 稲城市郷土資料室
その他			
まちづくり条例の手続きに関すること		まちづくり計画課	市役所3階
地区計画に関すること			
土地区画整理事業に関すること		区画整理課	
市の道水路管理者との協議		管理課	
道水路の用途廃止			
道路の付替え			
道水路の官民境界の確認等			
道水路の払下げの相談		管理課	市役所3階
自治会及び防犯に関すること		財産管理課	市役所5階
		総務契約課	市役所5階

条例：稲城市まちづくり条例 規則：稲城市まちづくり条例に基づく開発等基準を定める規則

○その他関係機関

〔開発許可申請・道路位置指定申請〕

東京都多摩建築指導事務所（府中合同庁舎）
開発指導第二課 TEL 042(364)2388

〔建築確認申請〕

東京都多摩建築指導事務所（立川合同庁舎）
建築指導第一課 TEL 042(548)2058

〔緑化指導（自然保護条例）〕

東京都多摩環境事務所（立川合同庁舎）
自然環境課 TEL 042(521)4809

〔鶴見川（麻生川）流域内の雨水浸透阻害行為の許可申請〕

東京都都市整備局都市基盤部（都庁第二本庁舎）
調整課 TEL 03(5388)3298

〔上水道施設に関すること〕

東京都水道局多摩サービスステーション
TEL 042(371)1294